

ID: 0427

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	特別な設備等の許可		
例規名 根拠条項	長門市津黄龍宮の潮吹交流施設条例 第12条		
例規番号	平成29年条例第22号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (特別な設備等の制限)  第12条 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者に必要な設備をさせることができる。  2 使用者は、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。  3 前2項に要する費用は、使用者の負担とする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考	指定管理者制度		
設定年月日	令和2年4月1日	最終変更年月日	年 月 日